

北上市下水道事業管理規程第 1 号

北上市下水道事業公用車運行管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市下水道事業公用車運行管理規程の一部を改正する規程

北上市下水道事業公用車運行管理規程（平成26年北上市下水道事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（使用） 第 5 条 <u>公用車は、運行管理者の運転命令によらなければ使用することができない。</u> 2 <u>前項の運転命令は、職員の申出に基づいて行う。</u> 3 <u>運行管理者は、公用車の使用が用務の内容からみて適当であると認めたときは、鍵及び公用車運転日誌を交付して運転を命令する。</u> 4 <u>〔略〕</u> 5 <u>運転者は、公用車使用後公用車運転日誌に必要事項を記入し、鍵とともに運行管理者に返戻するものとする。</u> 備考 改正部分は、下線の部分である。	（使用） 第 5 条 <u>運転者は、あらかじめ、運行管理者に運転免許証を提示し、運転命令を受けなければならない。</u> 2 <u>前項の規定により運転命令を受けた運転手は、当該運転命令の内容その他必要な事項を公用車利用フォームに入力するものとする。</u> 3 <u>〔略〕</u> 4 <u>運転者が、公用車の使用を終えたときは、公用車利用フォームに必要事項を入力しなければならない。</u>

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。